

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 8 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し、行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 2 日から 51 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A 社（現在は、B 社 C 工場）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

厚生年金基金の加入資格取得年月日が昭和 50 年 8 月 2 日と記載されている加入員証を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 50 年 8 月 2 日から 51 年 9 月 30 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社が加入する D 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員番号払出簿及び企業年金連合会が保管する D 厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が同社において、昭和 50 年 8 月 2 日に厚生年金基金加入員の資格を取得し、51 年 5 月 1 日に同基金加入員の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、D 厚生年金基金に照会したところ、同基金は、申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届は複写式を使用していた旨回答しており、同届書については同基金と社会保険事務所の双方に同じ記載内容のものが提出されることになっていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 50 年 8 月 2 日に A

社（本社）における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳の記録により、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年9月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社から同社の関連事業所であるB社（現在は、A社）に移籍し勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間の前後を通じて給与支給額に変化は無かったので、申立期間に係る標準報酬月額が、A社における標準報酬月額より大幅に低い金額で記録されていることに納得できない。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成10年4月の給料支払明細書及び同年5月から同年8月までの期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の記載から、

事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を記載して届け出ていることが確認できる上、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和37年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月15日から同年11月1日まで

A社C事務所において、D業務を行っていた。会社から、同社B事務所で勤務するように命じられ、C事務所で勤務した後すぐに、空路でE市に向かった。私が同社B事務所に着いたときには、既に宿泊者がおり、到着した翌日から業務を開始した。

A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C事務所及び同社B事務所の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続的に勤務し（A社C事務所から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C事務所の同僚が、「私が異動する前に、E市に赴任する申立人を見送った。」と供述しているところ、同社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚は昭和37年10月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できることなどから判断すると、同年10月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和37年11月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、

1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年2月3日とされ、同日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち同年2月3日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年2月3日、同喪失日を同年3月1日、同再取得日を同年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月3日から同年6月1日まで

申立事業所であるA社が私の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を遅らせてしまい、申立期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。A社が代理人として申し立てるので、申立期間を厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年2月3日とされ、同日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成21年1月から23年6月までの「賃金台帳」及び「労働者名簿・兼・乗務員名簿」並びに雇用保険の被保険者記録（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、A社に21

年2月3日から継続して勤務し、申立期間のうち、同日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳等から判断すると、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格に関する届出を社会保険事務所（当時）に対し提出することを怠り、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、平成21年3月1日から同年4月1日までの期間については、前述の賃金台帳等から、申立人はA社に継続して勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 8 月 23 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている給与額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されているので、申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する20万円と記録されていたところ、平成14年11月29日付けで、申立期間における標準報酬月額が同年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主及び同僚一人についても、申立人と同様に平成14年11月29日付けで標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によれば、前述の減額処理が行われた当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があったこと等が確認できる。

加えて、商業登記簿によると、申立人は申立期間において取締役就任していることが確認できるものの、申立人及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は社会保険事務に関与するなど影響がある立場では無かったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

昭和56年4月にA県B市のC事業所に就職した際、事業主に国民年金の加入手続を依頼し、給与から国民年金保険料を控除されていた。申立期間の国民年金保険料は、事業主が納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に勤務していたC事業所の事業主に国民年金の加入手続を依頼したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、57年1月12日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を事業主により給与から控除され、事業主が納付していたと主張しているが、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないが、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の給与からの控除及び国民年金保険料の納付については行っていない。」と回答している上、事業主により給与から国民年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書などの資料も無い。

さらに、B市の国民年金保険料に係る収納一覧表では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付について確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2497（事案 77、2009 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月までの期間、43 年 2 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 7 月から 55 年 9 月まで

前回の申立てでは私の主張は認められなかったが、申立期間の国民年金保険料を支払っていることは間違いないので、今回、再申立てをするに当たって、A 市 B 支所の窓口担当者の似顔絵と組織図を添付するので、再度調査を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 申立人は、20 代の頃に A 市 B 支所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して前納したと主張しているところ、申立期間当時、申立期間の保険料を一括し前納できる制度は存在しなかったこと、ii) 昭和 45 年 4 月に申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の元夫についても同様に未納期間があることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人は、昭和 55 年 9 月に A 市 B 支所において申立期間の国民年金保険料を一括納付したので、収納した職員への確認調査を行ってほしいとして再申立てを行っているが、申立人は、当時の窓口担当者の名前は記憶しておらず、A 市においても「申立当時、8 人程度の職員が在籍していたことが確認できたが、窓口において保険料収納に関する業務の担当者が固定されていたわけではない。」と回答しており、申立事実の確認はできなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 3

日付けで年金記録の訂正が必要とまで言えないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、今回、A市B支所において国民年金保険料を収納した職員の似顔絵及びA市の組織図を提出していることから、A市に対し、再度、調査確認を行ったものの、同市は、窓口担当者を特定することはできないと回答しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から8年3月まで
② 平成10年4月から11年3月まで

社会人生活が始まり、在職中は厚生年金保険料を控除されていたが、退職した折に、国民年金に切り替え、普通に国民年金保険料は納めるものだと考え納めていた。毎年、前納していたので、未納期間があるとは全く想像していなかった。私の父、母及び弟と毎年ほぼ一緒に納付していたのに、私のみが未納となっているのはおかしい。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の平成3年4月1日の国民年金被保険者資格の喪失、7年4月8日の同取得、8年4月1日の同喪失及び同年10月31日の同取得のオンライン記録への入力、10年4月24日にまとめて行われていることが確認できる。

このことから見て、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失したために、平成10年4月24日の直前に、A市B区で国民年金への加入手続を行ったと推認できる一方、申立人には別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該記号番号は、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録において昭和62年4月1日に資格喪失していることが確認できることから、この加入手続の時点までは、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を前納で納付することができない期間であるとともに、この加入手続の時点から見れば、申立期間①の大半の期間は時効によって遡って保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間②については、C年金事務所に保管されている領収済通知書によって、申立人の申立期間②直前の平成8年10月から10年3月までの1年半分の過年度納付書が10年9月29日に発行され、発行日に8年10月から9年9月までの1年分の国民年金保険料が、翌月の10年10月13日に残りの9年10月から10年3月までの半年分の保険料がまとめて遡って納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、平成12年7月11日に納付書を作成したことが記録されていることから、この時点まで、申立期間②が未納期間とされていたために、社会保険事務所（当時）が過年度納付書を発送し、納付勧奨を行ったものと推認できることから、申立期間②の国民年金保険料が前納で納付されたとは考え難い。

さらに、前述の納付書が発行された月の初日である平成12年7月1日から、申立期間②の全期間の保険料が時効となって納付することができなくなる13年4月30日までに収納された過年度保険料に係るC年金事務所に保管されている領収済通知書を調査した結果、申立人に係る同通知書は見当たらなかったことから、申立期間②の保険料が過年度納付されたとも言い難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 24 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 2 日まで
③ 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 3 月 8 日まで
④ 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 2 月 5 日まで
⑤ 昭和 31 年 2 月 5 日から 35 年 1 月 27 日まで

平成 14 年に老齢年金を請求する際、申立期間について、脱退手当金を受給したとされていることを知った。

脱退手当金を受け取った記憶は一切無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てているものの、申立人が申立期間に勤務していた最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間⑤の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和35年6月15日に支給されているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性(120人)のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である35年1月27日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた36人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、32人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む29人に資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給がなされているほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が異なるにもかかわらず、

同一の支給日である者が散見でき、当時は、通算年金制度の創設前であることを踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立人が、結婚を理由として申立事業所を退職した後、昭和42年4月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの約7年間に厚生年金保険の被保険者期間が無く、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 頃 から 14 年 4 月 1 日 まで

申立期間は、A社に派遣社員として登録し、B社（現在は、C社）に派遣されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立事業所の後継事業所と思われるD社、E社などに確認したものの、当時の記録は残っていないとのことだったが、入社当初から健康保険被保険者証が手元にあったので、厚生年金保険を含む社会保険に加入していたことは間違いないと思われる。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する資料により、申立人が、申立期間において、A社からの派遣社員として、B社の業務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、当該事業所において、申立期間と重複する期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「勤務開始から約1年後に、事業所から厚生年金保険の加入についての案内が届いたので、加入したいと回答し、その時点から加入した。」と供述しており、当該同僚は、オンライン記録において、当該同僚が申立事業所において勤務を開始したとする時期から約1年経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚が、厚生年金保険に加入するには社員本人からの申出が必要だった旨供述していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所においては、必ずしも勤務開始と同時に社員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立事業所に社員として勤務していたとする同僚が、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険には、同時に加入することになっていた。」と供述しているが、申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に係る商業登記簿によると、当該事業所は平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、元事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立事業所の後継事業所としてD社及びE社を挙げているところ、申立事業所に社員として勤務していたとする前述の同僚の供述、D社及びE社の回答から判断すると、両事業所は申立事業所の後継事業所ではないものと推認される上、申立人について、両事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月25日から23年4月1日まで

私は、申立期間当時、A社（現在は、B社）C支店に勤務していたが、同社D支店が開設されるということで、その準備のために同僚と一緒に転勤した。

しかし、私のA社D支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和23年4月1日となっており、申立期間に係る被保険者記録については確認できない。

当時のA社D支店の所在地、上司、同僚の名前も記憶しており、同社D支店に勤務していたことは間違いない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社C支店から同社D支店への異動の経緯、勤務場所、勤務内容、上司や同僚に係る具体的な供述などから判断すると、申立人は、申立期間において、同社D支店に勤務（昭和22年12月25日頃に、A社C支店から同社D支店へ異動）していたことがうかがえる。

また、申立人は、A社C支店から同社D支店に異動した頃である申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとして申し立てているが、オンライン記録において、申立人の申立期間の直前である昭和21年8月2日から22年12月25日までの期間は、A社C支店ではなく、E社（現在は、F社）に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致しているところ、これは、F社の社史によると、政令により、G社（現在は、H社）I事業所に関連するJ業務は、E社の一元的運営下に置かれることとなった旨記載されていることなどから判断すると、当該期間において、申立人が勤務していたとす

るA社C支店もE社の管理下にあったことによるものと推認される。

しかしながら、適用事業所名簿及びA社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 94 人についても、申立期間における同社D支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の 94 人のうち、同社の他支店、及び関連事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間直前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が 57 人いるところ、当該 57 人は、申立人と同様、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、A社各支店及び関連事業所に係る被保険者記録が継続していないことが確認できる。

加えて、B社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社の正社員の中でただ一人、B業務に従事していた。また、毎月の給料明細書を書き、給料袋に現金を入れる作業もしていたので、給料明細書は残っていないが、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを憶えている。

申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、A社に昭和50年5月19日から同年11月29日まで継続して勤務していることが確認できる。

しかし、A社においては、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保有しており、同通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和50年10月1日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

また、申立事業所の取締役は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは当時の資料が見当たらないため不明と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、回答があった3人はいずれも申立人に係る記憶は無く、このほか、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は連絡先が不明等のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4077（事案 2673 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月22日から55年10月1日まで
② 昭和56年8月1日から58年2月20日まで

私は、A社に勤務していた昭和51年11月22日から58年2月20日までの期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、訂正してほしいと申し立てたところ、一部期間については記録訂正が認められたものの、両申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

今回、新たに申立事業所を退職した時の雇用保険受給資格者証が見つかった。当該資料には賃金日額が記載されているので退職時の給与が算出できるはずである。

当該資料を提出するので再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額に比較して高額になっていること、ii) 申立人が名前を挙げる、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、自身の標準報酬月額についての記録には間違いがないと供述していること、iii) 前述の被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正されたことをうかがわせる記載は確認できないなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さは認められない上、当該期間について、前述の被保険者名簿で確認できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることなどを理由として、既に当委員会において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの判断

がなされ、平成 22 年 9 月 16 日付けで通知が行われている。

また、申立期間②については、i) 申立人は申立事業所を退職後、厚生年金保険の任意加入手続を行った際に社会保険事務所に提出した「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書」に、「51.11.22～58.2.20 260」と記載されていることを理由に、申立期間の標準報酬月額については、最低でも 26 万円であったと主張しているところ、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 26 条によると「第四種被保険者の各月の標準報酬は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。」と定められており、上記申出書に記載されている「51.11.22～58.2.20 260」の記載は、厚生年金保険の任意加入直前の標準報酬月額を記載したものと考えられること、ii) 当該標準報酬月額は、申立人が所持する 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推認される標準報酬月額と一致しているとともに、前述の被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額とも一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの判断がなされ、申立期間①と同日（平成 22 年 9 月 16 日）付けで通知が行われている。

2 申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として申立事業所を退職した際の雇用保険受給資格者証を提出して、同資格者証に記載されている賃金日額から退職時の給与が算出できるはずであり、それを基に両申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、同資格者証に記載された賃金日額から、退職前 6 か月間に係る給与支給額について検証した結果、当該期間については、申立人については 30 万円相当の給与が支払われていたことがうかがわれるものの、当該資料から、両申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確定することはできない。

また、i) 申立人が、前回申立てをした際に提出した昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推認される標準報酬月額は 26 万円相当であること、ii) 両申立期間における申立人の標準報酬月額について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる同時期に申立事業所に勤務していた同僚の標準報酬月額と比較しても、特に不自然な点は見受けられず、前述の雇用保険受給資格者証をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から5年3月1日まで

平成2年に、私の父と会社（A社）を設立し、当時5人でB業務をしており、私と私の父のほか、C氏と私の弟二人がいたと思う。その後人数は増えていったが、申立期間当時は二人を厚生年金保険に加入させており、私自身が社会保険事務所（当時）に手続に行った。

平成5年に営業権を他人に譲ったが、その後も1年間は引き続き会社に残り請求書関係事務を担当していた。当該事務を行っていた1年間については厚生年金保険の被保険者記録があるのに、その前に係る被保険者記録がないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、オンライン記録においても、申立人は平成5年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっており、遡って訂正されたなど不自然な形跡も見当たらない。

また、申立人は申立事業所の厚生年金保険の新規適用関係の届出は自身が社会保険事務所で行い、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年2月1日から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した15人について整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落しているとは考え難い。

さらに、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は申立期間の全てについて国民年金の第3号被保険者期間となっていることが確認できる上、申立人の夫に係るオンライン記録においても、当該期間については夫の健康保険

の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月26日から同年6月1日まで
② 平成元年6月1日から同年6月5日まで
③ 平成2年3月24日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、全ての申立期間について、被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A社に平成元年5月末日まで在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月26日とされている。

申立期間②については、B社から、「平成元年6月1日付けの採用であるが、出社は同年6月5日からが良い。」との連絡を受けたので、平成元年6月5日から入社したにもかかわらず、被保険者資格の取得日が、採用日ではなく、実際の出社日である同年6月5日とされている。

申立期間③については、B社に平成2年3月末日まで在籍していたにもかかわらず、被保険者資格の喪失日が、同年3月24日とされている。

全ての申立期間について、各事業所に在籍していたときに、当該期間において私が在籍していたことを確認しており、申立期間②及び③については、私が所持する給与支給明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社に

における離職日は平成元年5月25日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と符合している。

また、A社が加入していたC厚生年金基金が提出した申立人に係る加入員記録原簿によれば、申立人の脱退日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の平成元年5月26日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は平成6年7月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人は同僚及び当時の事務担当者の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人のB社における雇用保険被保険者資格の取得日は平成元年6月5日であることが確認できる上、同社と同系列の事業所で同社に係る資料の一部を保管するD社が提出した申立人に係る「社員名簿」によれば、申立人の雇用年月日は平成元年6月5日と記載されており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、適用事業所名簿によれば、B社は平成20年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に聴取したところ、「申立人のことは記憶しているが、在籍期間までは記憶していない。」と供述しており、申立人は同僚及び当時の事務担当者の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における在籍の事実について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるが、申立期間②において当該事業所に使用されていた者であったと言えない期間であることから、厚生年金保険料の被保険者であったと

認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人が提出した平成2年3月分の給与支給明細書により、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人のB社における離職日は平成2年3月23日であることが確認できる上、同社と同系列の事業所で同社に係る資料の一部を保管するD社が提出した申立人に係る「社員名簿」によれば、申立人の退職年月日は2年3月23日と記載されており、これらの記録はオンライン記録と符合している。

また、オンライン記録により、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は平成2年3月28日に行われていることが確認できる上、同日に健康保険被保険者証を回収した旨記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は平成2年3月23日にB社を退社し、同年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものの、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されたものと考えられる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成2年3月24日であり、同年3月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③は申立人が当該事業所に使用されていた者であったと言えない期間であることから、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

A社に勤務していた期間に、給与支給額が減額されたことは一度も無いので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正又は保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間については、申立人が所持する当該期間に係る金融機関の預金通帳及び預金取引明細書により、各月の給与振込額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できるものの、申立期間に係る市県民税の記録に記載された各年度の社会保険料額から推認される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

福岡厚生年金 事案 4081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 12 月 31 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き、A事業所に勤務した期間が記録されていなかった。A事業所において、B業務、及びC業務を行い、Dへの転勤等もあったことを記憶しており、勤務したことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚を記憶しており、申立期間当時の勤務内容に関する申立人の具体的な供述、及び当該同僚の一人が保管する申立人の名刺から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が作成し保管する「厚生年金・健康保険被保険者名簿」において、申立人に係る記録は、「誤記取消」の記載があり、当該名簿から抹消されていることが確認できる上、このほか、申立事業所において申立人に係る記録は残されていない。

また、被保険者名簿から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 53 年 11 月 1 日から 61 年 9 月 1 日までの期間において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人が業務に携わっていたとするA事業所の代表取締役であった者はD事業所（昭和 51 年 5 月 25 日以前は、E社という。）においても代表取締役であったことが確認できるところ、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からも、申立期間に係る申立人の被保険者記録

は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から31年2月1日まで
② 昭和32年5月21日から同年11月21日まで

昭和29年6月から31年3月末日までA社B事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録は同年2月1日となっている。

また、C社D事業所を退職した1週間後の昭和32年5月21日にE社(現在は、F社)に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月21日となっている。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人と同じ業務であったとしている同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人と同じ昭和31年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の一人は、「私は、A社B事業所に20歳前後で入社したが、私の厚生年金保険の被保険者記録は、23歳で資格取得している記録となっている。勤務期間についても、少なくとも2年以上はあったはずであるが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、2か月間しかない。」と供述しており、別の同僚は、「私の場合、見習い期間は1年間あり、健康保険被保険者証も入社して1年後にもらった記憶がある。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 31 年 2 月 1 日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述を得ることができない上、A社は昭和 42 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料を得ることができない。

2 申立期間②については、E社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立期間②のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 21 日までの期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚のうち、一人は、「私は、高等学校を卒業してすぐ、昭和 32 年 4 月にE社に入社したが、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 11 月になっており、入社した日から 7 か月の差がある。」と供述しており、別の同僚は、「E社は初めての就職先で、何月に入社したかはよく憶えていないが、高等学校を卒業した年（昭和 31 年）には、入社したはずであるから、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 32 年 11 月 21 日）とは、差がある。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 32 年 11 月 21 日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述を得ることができない上、F社は、「昭和 30 年代の頃の資料の保管は無い。申立人に関する資料も無く、記録の確認はできなかった。」と回答している。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 頃 から 同 年 6 月 頃 まで

A市B区にあったC社で約5か月間において勤務していたが、年金事務所の記録では同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは間違いのない上、厚生年金保険被保険者証を会社からもらった記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてC社に勤務していたと申し立てているものの、同社における同僚の氏名を全く記憶していない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人の同僚に聴取しても、申立人の勤務について記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態について推認することができない。

また、申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、C社の現在の事業主は、「当社は既に事業を行っておらず、資料も全て破棄しており、申立期間に係る資料は全く無い。」と供述している。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間の被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4084 (事案 3599 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 16 日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、社会保険事務所(当時)に行ったことも、請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、申立内容を認めることができない旨の回答をもらった。

脱退手当金を受給したという証拠が提出されない限り納得できないので、再度調査して脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年6月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 前述の被保険者原票において申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和43年3月16日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性29人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、28人について支給記録が確認でき、いずれの者も資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月26日付けで年金記録

の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金は受給しておらず、受給したというのなら、その証拠を出してほしいと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、上述の当初申立ての判断の理由のとおり、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和21年9月1日に入社し継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が昭和23年9月1日より前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先等は不明であり照会することができない。

また、申立人は同僚の名前(姓のみを含む。)を5人挙げているものの、死亡等により当該同僚からは供述を得られなかったことから、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に聴取したところ、当該同僚は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無い。私の場合、申立事業所に入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は異なっている。」、「私の場合、申立事業所に入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は異なっている。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚6人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。私の場合、入社と

同じ時期に厚生年金保険に加入したと思う。」「申立人がB課に勤務していたことは記憶している。当時の社会保険の加入状況については分からない。」「申立人に係る記憶は無い。当時の社会保険の加入状況については分からない。」「申立人に係るはっきりした記憶は無い。私の場合、申立事業所に入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は異なっている。」「私の場合、申立事業所に入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は異なっている。」「申立人がB課に勤務していたことは記憶している。私の場合、申立事業所に入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は異なっている。当時、申立事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、入社から2年程度経過して厚生年金保険に加入させるようなこともあったようだ。」と供述している。

加えて、前述の同僚9人のうち、入社時期を記憶している同僚6人について、入社時期と被保険者名簿等における厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、1人を除き、入社してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は、約11か月間から約28か月間であることから判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和23年9月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 22 日から 40 年 11 月 3 日まで
② 昭和 41 年 5 月 20 日から 43 年 11 月 15 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

私が昭和 40 年 1 月 10 日にA社が所有するB丸を下船した後、及び同社から融通船員として、C社へ派遣されていた 41 年 7 月 3 日にC社が所有するD丸を下船した後の身分については、有給休暇等を利用しており、A社の船員として継続して雇用されていたことは事実であるので、両申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和 39 年 5 月 20 日から申立期間①の一部を含む 40 年 1 月 10 日までの期間において、A社が所有するB丸にE担当として雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、前述の船員手帳では、申立期間①のうち、昭和 40 年 1 月 10 日から同年 11 月 3 日までの期間に係る雇入れの記録は確認できない上、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿によれば、同社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり、供述を得ることができない。

また、A社の船員保険被保険者名簿で申立期間①当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚二人に聴取したところ、うち一人は、「申立人のことはよく憶えている。私がA社において申立人を最後に見かけたのは、昭和 39 年に同社所有のB丸で勤務した頃だったと記憶している。当時、申立

人は、同船のE担当として勤務していた。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無い。船員が船舶を降りた場合、その後の身分については、会社から付与された有給休暇期間及び有給の予備船員期間（約1か月から2か月間）において雇用を継続し、給与が支給されていたことはあるが、全ての船員が予備船員として認められていたわけではない。申立人が主張するように長期間にわたって予備船員として雇用を継続することも無い。」と供述している。

さらに、申立期間①においてA社の船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも連絡先が不明等のため供述が得られず、申立人の申立期間①における勤務実態、船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間①においてA社における船員保険の被保険者記録は確認できない上、同社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は昭和39年12月22日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、A社から融通船員としてC社へ派遣され、同社所有のD丸を下船した後はA社に復帰し、同社に継続して雇用されていたと主張しているところ、申立人が所持する船員手帳では、申立期間②のうち、昭和41年7月3日から43年11月15日までの期間に係る雇入れの記録は確認できない。

また、申立期間②に係るA社の船舶所有者別被保険者名簿によれば、同社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり供述を得ることができない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間②当時、船員保険の被保険者記録が確認でき、同社において申立人を最後に見かけた時期について記憶している、前述の同僚は、「私がA社において申立人を最後に見かけたのは、同社所有のB丸で勤務した昭和39年5月頃だったと記憶している。当時、申立人は同汽船のE担当として乗船していた。当時、有給休暇は乗船日数に比例して付与されており、例えば、1年間継続して乗船していれば、約40日間の有給休暇が付与されていたが、申立人が主張している2年半もの期間において、有給休暇が付与されたり、有給の予備船員として同社に継続して雇用されたりするなどして、給与を受給することはできなかったはずである。」と供述している。

加えて、申立期間②においてA社の船員保険の被保険者記録が確認できる

複数の同僚は、いずれも連絡先が不明等のため供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務実態、船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間②において申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない上、当該期間の被保険者名簿における船員保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

なお、申立人が所持する船員手帳では、昭和41年5月15日から申立期間②の一部を含む同年7月3日までの期間についてはC社所有のD丸に雇入れられていることが確認できるものの、申立人の船員保険被保険者台帳及び同社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は同年5月20日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人は当時の同僚等の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間②のうち、昭和41年5月20日から同年7月3日までの期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認することはできない。

- 3 申立人が両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで
② 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた両申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、両申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持するA社における両申立期間に係る給与支給明細書により、申立人の両申立期間における給与の総支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが併せて確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、C厚生年金基金が提出した加入員異動職歴照会により確認できる申立人の両申立期間の標準給与月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人が両申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年1月1日まで
申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、申立人は申立期間においてA社の代表取締役であり、オンライン記録でも、申立人が同社の事業主であることが確認できる上、申立人自身も同社の代表取締役であったことを認めている。

一方、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年4月1日の随時改定により、同日前の50万円から9万8,000円とされ、同年10月1日の定時決定においても引き続き9万8,000円と記録されているところ、申立人は、申立期間に係る報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出した記憶は無い旨主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する報酬月額を確認できる資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

他方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判

断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。